

# 愛知県医師会新型コロナワクチン職域接種医師紹介事業実施要領

令和3年6月24日

## 1. 目的

新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種において、企業・大学等が職域単位で行う場合に必要となる医師については、実施する企業・大学等が確保することとされている。このため、職域接種を行う企業・大学等から必要となる医師の紹介依頼があった場合、愛知県医師会地域医療人材育成センター（ドクターバンク）において医師の紹介を行うこととする。もって、新型コロナワクチンの接種促進を図る。

## 2. 対象とする職域接種

本事業により医師を紹介し実施する職域接種の会場は、愛知県内であること。  
ワクチン接種に必要な人材（医師を除く。）・資材等のすべてを実施する企業・大学等で確保できること。

## 3. 実施方法

- (1) 職域接種に協力できる医師は事前に様式1に必要事項を記入（入力）の上愛知県医師会へ提出し登録する。
  - (2) 職域接種に必要な医師の紹介を希望する企業・大学等は様式2に必要事項を記入（入力）の上、愛知県医師会へ提出し登録する。
  - (3) 愛知県医師会は事前に提出されている条件等により、速やかに企業・大学等へ医師の紹介を行う。  
勤務条件等については、当該医師と企業・大学等の間で調整する。
  - (4) 紹介された医師により職域接種を行った企業・大学等は、接種終了後、速やかに愛知県医師会へ様式3により実施報告書を提出する。
- ※ 様式1及び2については、原則グーグルフォームを使用して提出すること。

## 4. 費用

本事業による医師の紹介に係る費用は無料とする。

## 5. その他

- (1) 紹介された医師と企業・大学等の委託契約等について、愛知県医師会は一切関与しない。
- (2) 本事業に係る医師の登録は、企業・大学等への紹介を確約するものではない。
- (3) 接種対象となる職員が県内広域に存在する公的団体の場合は、愛知県医師会での協力を検討する。
- (4) 看護師の確保については、愛知県看護協会が運営するナースセンターを紹介する。